

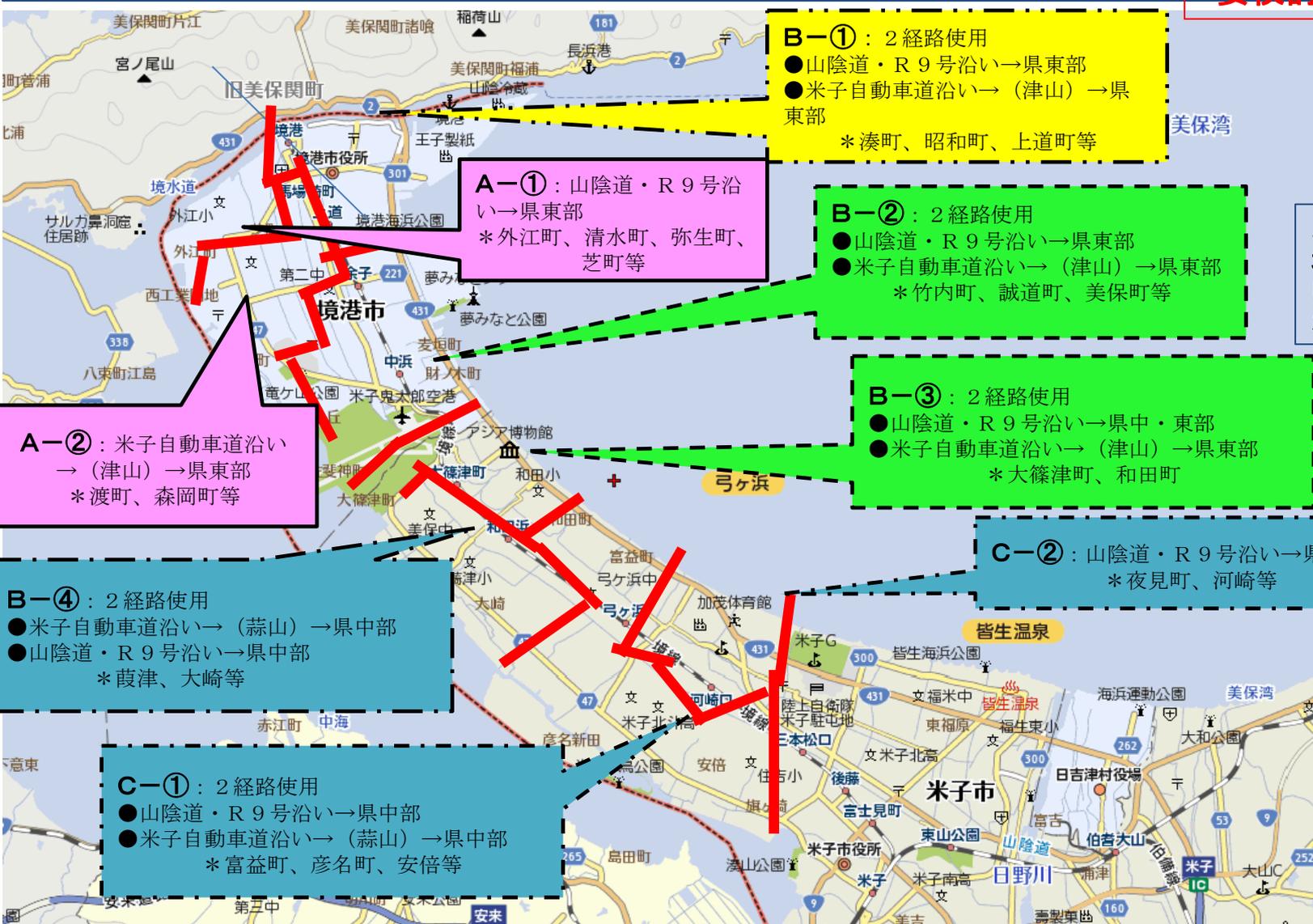
避難を円滑に行うための対策②（渋滞緩和）

▶ 鳥取県では、避難区域を4分割し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動時間を短縮することで被ばくリスクの低減を図る

要検討

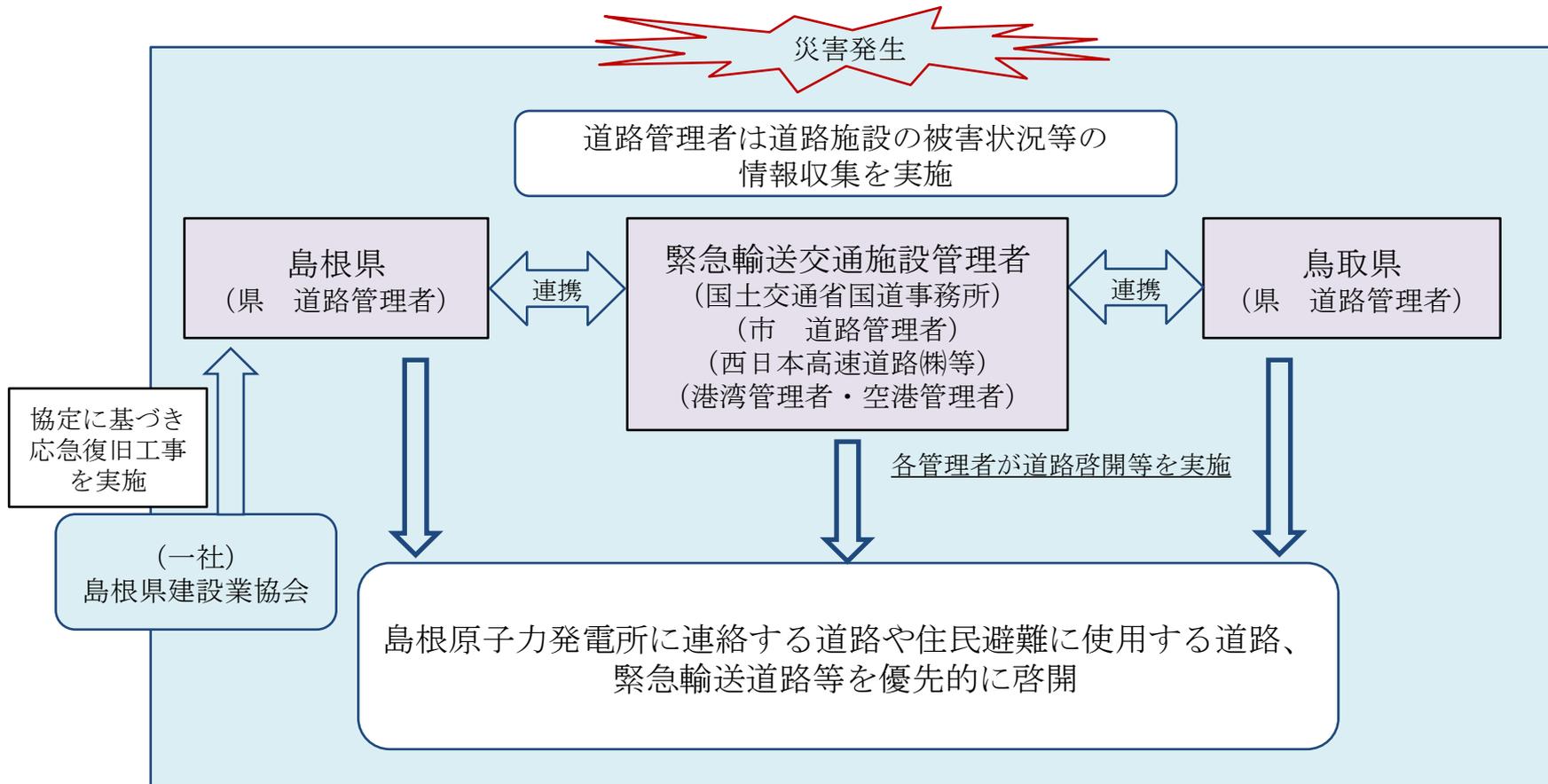
(注)
各グループ内の区分は基準、細部は、米子市・境港市が決定

より原発に近い地域(松江市)が避難した後、弓ヶ浜半島が避難



避難を円滑に行うための対策③（道路復旧、交通規制）

- 避難開始前の段階において、避難計画等で避難経路と定められている道路等が自然災害等により使用できない場合は、島根県、鳥取県は迂回路を設定するとともに、道路等の管理者は復旧作業を実施
- 島根県緊急輸送道路ネットワーク計画の優先順位に基づき道路啓開を行い、緊急輸送道路の確保を行う
- 直轄国道及び高速道路については、国土交通省中国地方整備局及び高速道路会社（NEXCO）が早急に被害状況を把握し、迅速かつ的確な道路啓開、仮設等の応急復旧を行い、早期の道路交通の確保等に努める
- 両県及び両県警察本部は、道路管理者等と連携し、あらかじめ定めた計画に基づき交通規制・避難誘導を実施、その際県境をまたぐ規制と誘導の円滑化に努める



7. PAZ内の防護措置等

<対応のポイント>

PAZ内の学校・保育所の児童生徒等は、警戒事態の段階で、保護者の元へ帰宅させる。

PAZ内の施設敷地緊急事態要避難者は、施設敷地緊急事態の段階で、避難を実施する。

PAZ内の一般住民は、全面緊急事態の段階で、避難を実施するとともに、原子力災害対策本部又は県、市の指示に基づき、安定ヨウ素剤を服用する。

病院や介護施設等に在所している等により早期の避難が困難である場合は、屋内退避を優先する。